

## 船舶職員及び小型船舶操縦者法

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 海技免状の滅失等再交付
- ② 手続根拠 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第10条
- ③ 手続対象者 : 海技士で海技免状を滅失した者
- ④ 提出時期 : 有効期間の海技免状が滅失等をしたとき
- ⑤ 提出方法 : 申請書に必要書類を添付して地方運輸局又は運輸支局に提出してください。
- ⑥ 手数料 : 1,500円
- ⑦ 添付書類 :
  - 海技免状再交付申請書
  - 滅失した事実を証明するに足りる書類
  - 海技免状用写真票
  - 手数料納付書
- ⑧ 申請書様式 : 海技免状再交付申請書
- ⑨ 記載要項・記載 : 申請先にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 : 

北海道運輸局船員労働環境・海技資格課	0134-27-7189
東北運輸局船員労働環境・海技資格課	022-791-7524
関東運輸局船員労働環境・海技資格課	045-211-7232
北陸信越運輸局船員労働環境・海技資格課	025-244-6128
中部運輸局船員労働環境・海技資格課	052-952-8027
近畿運輸局船員労働環境・海技資格課	06-6949-6434
神戸運輸監理部船員労働環境・海技資格課	078-321-7053
中国運輸局船員労働環境・海技資格課	082-228-8794
四国運輸局船員労働環境・海技資格課	087-825-1190
九州運輸局海技資格課	092-472-3176
沖縄総合事務局船舶船員課	098-862-1454

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第10条第1項から第3項
- ② 標準処理時間 : 約10日
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

